



茨城県報 第 3060 号

平成31年 1 月 7 日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 知事指定薬物の指定の失効（薬務課）…………… 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療機関の指定（福祉指導課）…………… 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護機関の指定（3件）（福祉指導課）…………… 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による施術機関の指定（2件）（福祉指導課）…………… 3
- 大規模小売店舗の廃止の届出（中小企業課）…………… 3

（公 安 委 員 会）

- 少年指導委員の委嘱…………… 4

（選 挙 管 理 委 員 会）

- 選挙管理委員会第1回定例会の招集…………… 4

公 告

- 県営土地改良事業計画の変更（農村計画課）…………… 5

指 示

（茨城海区漁業調整委員会）

- 漁業法に基づく指示（4件）…………… 5

告 示

茨城県告示第1601号

茨城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年茨城県条例第53号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年 1 月 7 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 指定が失効した薬物の名称

- (1) 2 - ({ [2 - (4 - エチル - 2, 5 - ジメトキシフェニル) エチル] アミノ } メチル) フェノール及びその塩類
- (2) 3 - [1 - (1 - ピペリジニル) シクロヘキシル] フェノール及びその塩類
- (3) キノリン - 8 - イル = 1 - ペンチル - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキシラート及びその塩類

茨城海区漁業調整委員会指示第 5 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第 1 項の規定に基づき、はまぐりの保護及び資源管理型漁業の推進を図るため、次のとおり指示する。

平成31年 1 月 7 日

茨城海区漁業調整委員会

会長 大 川 雅 登

- 1 次の表の左欄に掲げる区域（以下「保護区域」という。）においては、はまぐりの採捕を禁止する。ただし、試験研究又は増養殖を目的とするものとして、茨城海区漁業調整委員会の承認を受けた者は、この限りではない。

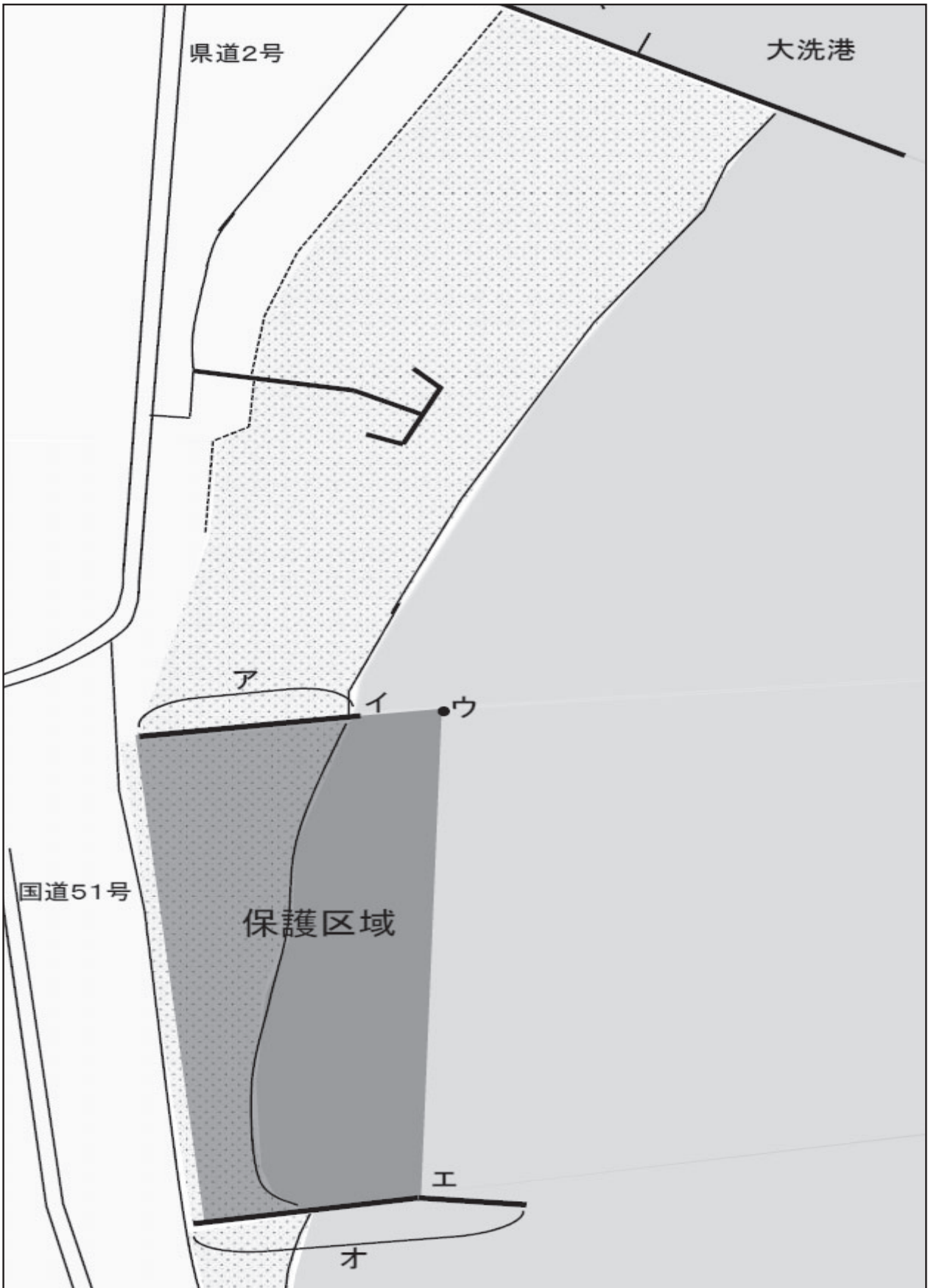
保 護 区 域		
区 域	基 点 等 の 位 置	
大洗 サンビーチ	イ、ウ及びエ の各点を順次 に結んだ線と ア、オ及び最 大高潮時海岸 線によって囲 まれた区域	ア：大貫地区海岸突堤 イ：アの沖側突端部の点 ウ：AとBを結んだ線とイから104度（真方位）に引いた線との交点 エ：オの基部から280メートルの屈折点 オ：ヘッドランド No40 A：漁業権漁場基点（以下基点という）第 6 号から30度35分（真方位）1,099メー トルの点を中心とする半径3,600メートルの円と基点第7号から110度46分49秒 （真方位）引いた線との交点 B：基点 7 号から161度32分17秒（真方位）640メートルの点 基点 6 号：大洗岬灯台（東茨城郡大洗町）の中心点 基点 7 号：東茨城郡大洗町大貫町字前原下256番地の66号に設置した標識
鹿島港 北側平井浜	イ、ウ及びエ の各点を順次 に結んだ線と ア、オ及び最 大高潮時海岸 線によって囲 まれた区域	ア：鹿島港海岸突堤（平井） イ：アの沖側突端部の点 ウ：北海浜第 2 地区防波堤東側突端部の点 エ：北海浜第 2 船だまり防波堤の基部の点 オ：北海浜側面護岸

- 2 この指示の有効期間は、平成31年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日までとする。

- 3 この指示の定めるもののほか取扱いの細目については、保護区域におけるはまぐりの採捕に係る委員会指示取扱要領の定めるところによる。

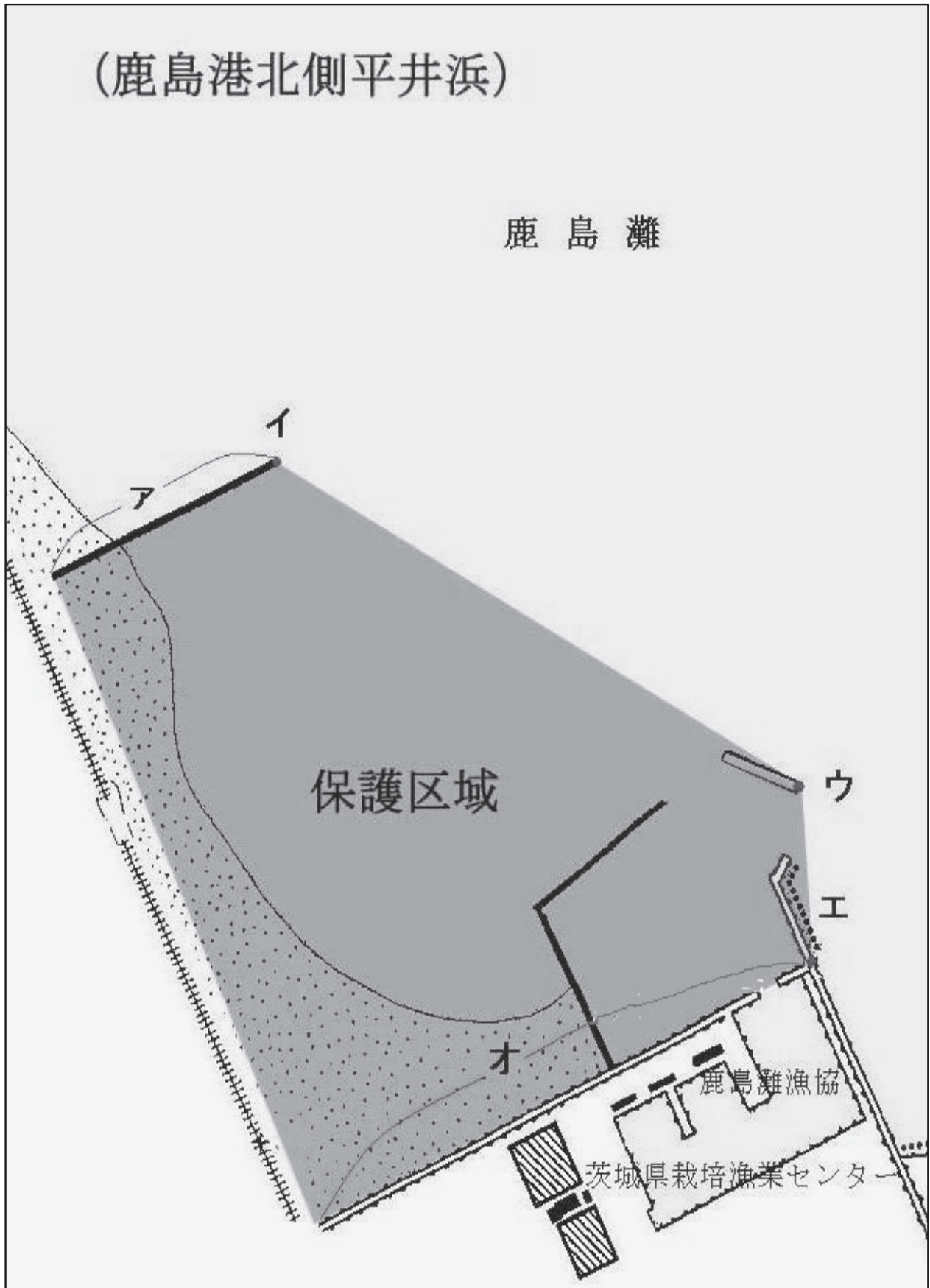
保護区域図

○大洗サンビーチ



保護区域図

○鹿島港北側平井浜



保護区域におけるはまぐりの採捕に係る委員会指示取扱要領

平成31年1月7日付け茨城海区漁業調整委員会指示第5号による、はまぐりの採捕に係る委員会指示に関する取扱要領は、次のとおりとする。

(申請書の提出)

- 1 保護区域におけるはまぐりの採捕の承認を受けようとする者は、承認申請書(様式第1号)を委員会に提出しなければならない。

(承認証の交付)

- 2 委員会が承認したときは、承認証(様式第2号)を申請者に交付する。

(承認の条件)

- 3 承認の条件は、次のとおりとする。

- (1) 採捕にあたっては、委員会が交付した承認証を携帯しなければならない。
- (2) 採捕の承認を受けた者は、採捕終了後速やかに採捕状況を委員会に報告しなければならない。

(承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項(氏名又は名称を除く)に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書(様式第3号)を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

様式第 1 号

保護区域におけるはまぐり試験研究等採捕承認申請書

平成 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

⑩

(電話

)

保護区域におけるはまぐりの採捕承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 目 的

2 採捕計画の概要

- (1) 採捕の場所
- (2) 採捕の期間
- (3) 採捕数量
- (4) 使用する漁具及び漁法
- (5) 使用する船舶 (使用する場合に記入)
- (6) 採捕に従事する者の住所及び氏名

3 添付書類

関係漁業協同組合の同意書ほか

様式第 2 号

茨調第 号

保護区域におけるはまぐり試験研究等採捕承認証

住 所

氏名又は名称

採 捕 場 所

採 捕 数 量

使用する漁具
及 び 漁 法

使用する船舶名

採捕に従事する
者 の 住 所
及 び 氏 名

承認有効期間

平成 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会

会長 大 川 雅 登

様式第 3 号

平成 年 月 日

茨城海区漁業調整委員長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

㊟

保護区域におけるはまぐり試験研究等採捕承認証書換交付申請書

さきに交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に下記のとおり変更が生じたので書換交付を申請します。

記

1 変更事項

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換えようとする理由